

三木市自転車活用推進計画検討協議会設置要綱を次のように定める。

令和 2 年 1 0 月 2 1 日

三木市長 仲 田 一 彦

三木市自転車活用推進計画検討協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 自転車活用推進法（平成 2 8 年法律第 1 1 3 号）第 1 1 条の規定に基づき、市内全域における自転車の活用の推進に関する施策を定めた三木市自転車活用推進計画（以下「活用推進計画」という。）を策定するため、三木市自転車活用推進計画検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会では、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 市内における自転車活用状況の調査、研究に関すること。
- (2) 市内における自転車活用の推進に向けた具体的な目標の設定や施策に関すること。
- (3) その他、活用推進計画の策定に関して必要なこと。

(組織)

第 3 条 協議会は、別表の委員及びオブザーバー（以下「委員等」という。）で構成する。

(任期)

第 4 条 委員等の任期は令和 3 年 3 月 3 1 日までとし、補欠委員等の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 協議会には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員等の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者の出席を求め、説明

又は意見を聴くことができる。

- 3 会長が認めたときは、会議を開催することなく、書面による協議を行うことができる。

(議事)

第7条 協議会は、委員等の半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 協議会の議事は、出席委員等の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(開会方法の特例)

第8条 会長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な協議会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンライン」という。)を活用した協議会を開くことができる。この場合において、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び自由な意思表示の確保等に十分留意するものとする。

- (1) 重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により協議会の開会場所への参集が困難と判断される実情がある場合

- (2) 育児、介護等のやむを得ない事由により協議会の開会場所への参集が困難な委員等からオンラインを活用した協議会の開会の求めがある場合

- 2 前項の場合において、委員等は、協議会にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ会長の許可を得なければならない。

- 3 前項の規定により会長の許可を得て協議会に出席した委員等は、前条第2項の出席委員等とする。

(書面意見または代理人の出席)

第9条 委員等は、やむを得ない理由により協議会に出席できない場合は、事務局からあらかじめ通知された事項について、書面により意見を述べ、または、代理人を出席させることができる。

(秘密保持義務)

第10条 委員等は、三木市個人情報保護条例(平成12年三木市条例第5号)第14条の規定を遵守し、個人情報適切に保護されるために必要な措置を講じるとともに、協議会で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委員等を退いた後においても、同様とする。

(協議会の公開)

第11条 協議会は原則公開とする。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、都市整備部道路河川課及び産業振興部観光振興課に置く。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月21日から施行する。

別 表（第3条関係）

協議会委員

学識経験者	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 教授
サイクリスト	バイシクル プロジェクト BICYCLE PROJECT 代表
交通管理者	三木警察署 交通課長
兵庫県	兵庫県県土整備部土木局 道路企画課班長 (計画調査班)
	兵庫県北播磨県民局 加東土木事務所 所長補佐(企画調整担当)
	兵庫県北播磨県民局 加東土木事務所 道路第2課長
	兵庫県北播磨県民局 県民交流室 室長補佐
三木市	三木市 都市整備部長
	三木市 産業振興部長
	三木市 都市整備部道路河川課長
	三木市 都市整備部都市政策課長
	三木市 市民生活部生活環境課長
	三木市 産業振興部観光振興課長
	三木市教育委員会 教育総務部教育施設課長
	三木市 総合政策部縁結び課長

協議会オブザーバー

国	国土交通省 近畿地方整備局兵庫国道事務所 総括保全対策官
---	---------------------------------

〔事務局〕 三木市都市整備部道路河川課、産業振興部観光振興課